

令和7年第4回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年4月23日（水） 開 会：14時00分 閉 会：15時40分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教	育	長	厚	東	和	彦
委		員	松	田	福	美
委		員	吉	本	妙	子
委		員	片	山	研	治
委		員	岡	寺	政	幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教	育	部	長	十	楽	さ	ゆ	り			
教	育	部	次	長	小	川		亮			
教	育	政	策	課	長		〃				
生	涯	学	習	課	長	神	杉	朋	史		
生	涯	学	習	課		亀	谷	忠	史		
青	少	年	育	成	担	当	係	長			
人	権	教	育	課	長	山	本	孝	二		
学	校	教	育	課	長	稲	垣	宏	美		
学	校	給	食	課	課	河	村	武	志		
中	央	図	書	館	長	有	間	博	司		
新	南	陽	総	合	出	張	所	課	長	補	佐
山	本	説	彦								
熊	毛	総	合	出	張	所	次	長			
坂	本	和	也								
鹿	野	総	合	出	張	所					
坂	本	俊	彦								

5 会議の書記の職氏名

教	育	政	策	課	課	長	補	佐	大	竹	新	人
教	育	政	策	課	係	長			田	中	良	二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第4号	教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第5号	学校医の委嘱について
4	報告第6号	学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
5	報告第7号	周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
6	報告第8号	周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
7	報告第9号	令和7年度周南市教育事業概要について
8	議案第9号	桜木小学校(No. 1, 2)トイレ改修工事の計画の策定について
9	議案第10号	徳山小学校(No. 13)トイレ改修工事の計画の策定について

10	議案第11号	夜市小学校(No. 9, 10)トイレ改修工事の計画の策定について
11	議案第12号	福川南小学校(No. 1)外壁改修工事(Ⅱ期工事)の計画の策定について
12	議案第13号	福川中学校(No. 19)トイレ改修工事の計画の策定について
13	議案第14号	中須自然の家整備工事の計画の策定について
14	議案第15号	周南市大田原自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

(1) 周南市地域学校協働活動推進員の委嘱について

※資料 当日配布

(2) 周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について

※資料 当日配布

(3) 共催及び後援大会等一覧表

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

それでは、ただいまから令和7年第4回教育委員会定例会を開催いたします。

議事日程に従いまして進めてまいります。

それでは日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は片山委員さんと吉本委員さんをお願いいたします。

2	教育委員会の権限に係る人事の代決について
---	----------------------

教育長

続きまして日程第2報告第4号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、議案書1ページから3ページをご覧ください。

報告第4号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分の取扱いに関することにつきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前にはおはかりすることができず、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、報告いたします。

2ページをお願いいたします。

教育委員会の権限に係る、令和7年3月31日付け及び4月1日付けの人事異動でございます。

個別に申し上げますと、部次長級が2名、うち異動に伴う解任が1名、課長級が6名、うち異動に伴う解任が2名、退職が1名、課長補佐級が9名、うち異動に伴う解任が3名、退職が1名、幼稚園長が1名、教育委員会事務局総合出張所長が4名、うち異動に伴う解任が2名、教育委員会事務局総合出張所次長が1名、教育委員会事務局出張所長が8名、うち異動に伴う解任が4名、

指導主事が9名、うち異動に伴う解任が4名となっております。

なお、このたびの人事異動の中に、定年延長に伴う、いわゆる役職定年制に該当する職員が含まれております。

以上で、報告を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第4号を承認いたします。

3	学校医の委嘱について
---	------------

教育長

続きまして日程第3、報告第5号「学校医の委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

はい。それでは議案書の4ページから11ページをご覧ください。

報告第5号「学校医の委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校医の委嘱については委嘱期間が1年間であり、今年度の配置につきましては別紙をご参照ください。

学校歯科医、学校薬剤師につきましては、委嘱期間は3年で、令和6年4月から令和9年3月末までの期間について委嘱をしております。

以上で報告を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第5号を承認いたします。

4	学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	------------------

教育長

続きまして日程第4報告第6号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

はい。それでは議案書の１２ページから１３ページをご覧ください。

報告第６号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第２項に基づくものでございます。

学校薬剤師につきまして、１校の配置変更がございましたので、解嘱及び委嘱を行いました。

なお、委嘱期間は前任の残りの期間となるため、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとなります。

以上で報告を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

片山委員

はい。期間についてですが、学校医は１年間、学校薬剤師は３年間となっているのには理由があるのでしょうか。

学校教育課長

こちらにつきましては、それぞれ医師会、薬剤師会との取り決めでそのようにしております。

片山委員

つまり、先方の希望で委嘱期間を定めているということでしょうか。

学校教育課長

はい。そのようにしております。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

はい。今回の学校薬剤師の委嘱・解嘱について、もし理由が分かれば教えていただけますでしょうか。

学校教育課長

すみません。個別の理由については把握しておりません。

吉本委員

これは、選定基準があるのでしょうか。それとも薬剤師会からの推薦を受けて決めておられるのでしょうか。

学校教育課長

はい。それぞれ所属される会から推薦をしていただいております。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第６号を承認いたします。

教育長

続きまして日程第5、報告第7号「周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

はい。それでは報告第7号「周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」についてご説明いたします。

議案書の14ページ及び15ページをご覧ください。

この報告は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

社会教育委員は、周南市社会教育委員設置条例に基づき、現在、学校教育、家庭教育、社会教育各分野及び学識経験者、公募の委員の14名で構成されています。

そのうち、この度の解職及び委嘱は、人事異動等によりそれぞれ3名の方が対象となります。

中学校校長会の山本 宏巳委員を令和7年3月31日付けで解嘱し、後任としてご推薦いただきました秋月中学校の藤田 猛校長を、小学校校長会の井川 真奈美委員を令和7年3月31日付けで解嘱し、後任としてご推薦いただきました桜木小学校の正木 郁子校長を、幼稚園園長会の坂本 時宏委員を令和7年3月31日付けで解嘱し、後任としてご推薦いただいた、富田東幼稚園の森下 美穂園長を、令和7年4月1日付けでそれぞれ委員として委嘱するものでございます。

なお、任期途中での委嘱となるため、任期は前任者の残任期間である令和7年7月31日までとしております。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

吉本委員

後任の方について、同じ学校の校長ではなく、別の学校の校長に委嘱されているようですが、これは校長会などで決まりがあるのでしょうか。

生涯学習課長

中学校長会、小学校長会それぞれからご推薦いただくことになっており、学校からの推薦ではございません。

教育長

そのほかよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第7号を承認いたします。

6	周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	------------------------------

教育長

続きまして日程第6 報告第8 号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱についてご説明いたします。

議案書の16 ページ、17 ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3 条第2 項によるものです。

今回の解嘱及び委嘱は、委員の人事異動及び退職によるもので、2 名が対象になります。

古元 充成委員を、令和7 年3 月31 日付で解嘱し、後任として須磨小学校校長の兼石 淳一郎氏を、4 月1 日付で委員として委嘱いたしました。

同じく、河辺 哲也委員を、令和7 年3 月31 日付で解嘱し、替わって、藤井 潔 須々万中学校校長を、令和7 年4 月1 日付で委員として委嘱いたしました。

なお、委嘱期間は、前任者の残任期間である令和7 年6 月30 日までとしております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

教育長

こちらは学校指定ということでよろしかったでしょうか。

生涯学習課長

はい。最寄りの学校ということで指定しております。

教育長

そのほかよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第8 号を承認いたします。

7	令和7 年度周南市教育事業概要について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第7 報告第9 号「令和7 年度周南市教育事業概要について」を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは報告第9 号「令和7 年度周南市の教育事業概要について」説明をいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4 条第1 号の規定によるものです。

この規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に係る事務は定例会の会議に報告しなければならないと定めています。

教育委員会では、教育大綱の方針に基づいて教育の取組を進めるため、毎年、周南市教育事業概要を作成しています。

この事業概要では、各年度における重点事業やその具体的な取組内容を整理し、共有することで、PDCAサイクルに基づいた取組の推進と、さらなる事業の改善につなげていくことを目的としています。

また、この度からレイアウトを変更し、今までは事業説明の後に掲載していた予算と機構図を、前半部分に掲載し、後半で各課の事業説明を掲載しております。

それでは、別冊の「令和7年度周南市教育事業概要」をご覧ください。

2ページの「はじめに」では本事業概要の趣旨を、3ページでは教育大綱の基本理念と3つの基本方針、それらを具現化するための12の推進方向をお示ししております。

4ページをお願いします。ここから7ページまで、令和7年度予算の状況を掲載しています。

(1)として、一般会計と教育費の予算規模とその構成を、(2)として教育費の構成、(3)として教育委員会所管事業総括表を掲載しています。

5ページから7ページでは、教育委員会事務局所管分予算の内訳を掲載しています。

教育委員会事務局所管分予算の内訳は、教育費のうち市長部局で執行される予算を除き、教育委員会事務局で所管する予算を併せて掲載したもので、令和7年度の教育委員会事務局の事務事業の全てを表すものとなっています。

5ページの表の上部、米印で補足していますが、着色されている箇所は、10ページ以降に各課で掲載している事業で「P」欄は掲載されているページを示しています。

8ページには、令和7年4月1日現在の周南市教育委員会事務局機構図を掲載しています。

9ページからは、「教育委員会所管 重点事業」の説明になります。

本ページは、事業推進にあたっての考え方として、教育委員会が果たすべき役割を示しています。具体的には、将来のまちづくりを担う人材の育成と、それを支える教育環境の充実を教育委員会の使命としています。

これに基づき、本市の未来を担う人材の育成を教育行政の基本姿勢とし、学校教育・社会教育のハード・ソフト両面を強化しながら、関係部局と連携して各事業を推進していきます。

10ページ以降は、教育委員会が取り組む令和7年度の施策実現に向けた重点事業内容等を掲載しており、後ほど担当課ごとに概略説明をさせていただきます。

その前に、教育政策課の「小学校改修事業」を例に、リニューアルされた表の補足説明をいたします。「大綱基本方針」は、当該事業が関係する基本方針を示しています。「大綱推進方向」は、該当する推進方向を示しています。「事業内容」は、当該事業の内容を示しています。「補足欄」ですが、事業内容の補足となる情報を掲載しています。小学校改修事業であれば、過去4年間の実績と今年度の計画を掲載しています。

最後に「予算」欄には、前々年度決算額、昨年度、今年度予算を掲載しています。以上、簡単ではありますが、表の説明となります。

具体的な取組について、これから担当課ごとに概略説明をいたします。

教育長

はい。それでは引き続き教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育政策課が所管する重点事業については、10ページから13ページになります。

教育大綱の基本方針である「未来につながる学びがあふれる学校をめざして」に基づき、推進方向である「望ましい教育環境の充実・整備」の具現化に向けて、7つの重点事業をお示ししております。

10ページと11ページをお願いします。

「小学校改修事業・中学校改修事業」では、児童・生徒が安心して快適に学べる教育環境を確保するため、学校等長寿命化計画に基づいた改修事業を進めてまいります。

「小学校改修事業」では、本年度は、トイレ改修工事6校をはじめ、外壁改修、消火設備改修、高圧ケーブル改修、低学年教室床張替の工事を実施いたします。

「中学校改修事業」では、本年度は、トイレ改修工事1校を実施いたします。

11ページと12ページをお願いします。

小学校特別教室空調設備等整備事業及び中学校特別教室空調設備等整備事業ですが、昨年度、小中学校の特別教室や管理教室への空調設備整備と学校全体の照明LED化に向けたPFIの導入可能性調査を実施しています。

今年度は、調査結果を踏まえ、PFI事業の検討を行う上で必要となるアドバイザリー業務を実施する予定としています。必要となる経費については、今後、補正予算を計上したいと考えております。

12ページの「奨学金貸付等基金事業」は、経済的理由により修学が困難な学生・生徒を支援するため一般奨学金の貸付けに加え、定住促進奨学金や給付型の就学支援奨学金により、個々の奨学生の状況に応じた貸付を行ってまいります。

13ページをお願いします。

「小学校教職員経費」、「小中学校再編整備推進事業」につきましては、引き続き、小規模校の現状を踏まえた教育の充実を図るとともに、休校施設の適切な管理について取り組んでまいります。また、まちづくり総合計画にも掲載していますとおり、小中学校の再編整備に向けた取組を進めていきたいと考えています。

以上で教育政策課の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

それでは次。生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

はい、それでは生涯学習課が所管する令和7年度の重点事業について説明いたします。

事業概要の14ページから20ページをご覧ください。

それでは、14ページをご覧ください。生涯学習課では、教育大綱の基本方針の実現に向けた推進方向を定めておりますが、生涯学習課が所管する事業に当たる推進方向、⑧学校を中心とした地域づくりの推進、⑨青少年の成長を支える環境づくりの推進、⑩生涯学習活動の推進、に取り組むために、令和7年度の「基本方針」を3点掲げております。

令和7年度の重点事業は、推進方向「学校を中心とした地域づくりの推進」として、学校・家庭・地域の連携協力推進事業に取り組みます。

具体的には、地域学校協働活動推進員や家庭教育支援チームの活動支援、放課後子供教室においては協働活動サポーターへの活動支援とともに新たな人材の発掘に取り組み、学校・家庭・地域の連携・協働をさらに推進していきます。

成果指標は、地域学校協働活動推進員の活動件数・家庭教育支援チームの活動件数・放課後子供教室の協働活動サポーター数としています。

資料20ページをご覧ください。関連する事業である「児童クラブ事業」では、安定した児童クラブの運営に加え、放課後子供教室との一体的な実施、校内交流型という表現となりますが、さらなる連携に取り組んでまいります。

資料16ページをお願いします。

次に、推進方向「青少年の成長を支える環境づくりの推進」として、「青少年育成センター運営事業」「大田原自然の家管理運営事業」「中須自然の家整備事業」「その他青少年健全育成事業」に取り組めます。

青少年の地域活動等への参加を促進する体制を整えるとともに、地域の中で活躍できる新たな人材の育成・発掘を行います。

大田原自然の家につきましては、本日の議題にもありますように、中須中学校に機能移転が決まっており、移転後の名称は「中須自然の家」となります。

令和7年度は現在の施設において事業を実施するとともに、中須中学校の校舎等の改修工事を行い、令和8年8月頃の開所を目指しております。

なお、中須中学校の改修の概要につきましては、議案第14号でご説明いたします。

このほか、青少年を有害な情報や環境から守る環境浄化活動、青少年健全育成の取り組む団体への支援を引き続き行ってまいります。

成果指標は、青少年を有害な環境から守るための啓発活動の実施件数・自然の家の利用者数・小中学生が、地域の人との関わりを通して自分自身の成長を感じた割合としています。

資料18ページをお願いします。

最後に、推進方向「生涯学習活動の推進」として、「生涯学習推進事業」「学び・交流プラザ管理運営事業」「学び・交流プラザ改修事業」に取り組めます。

市民センター等において自主講座や学級等を開催することで、引き続き学習機会の提供に努めるとともに、学んだ成果を活かす機会を提供し、新たな地域の担い手となる人材の育成とともに、生涯学習主事のスキルアップ研修の拡充、ICTを活用した講座の開催などにも取り組めます。

また、生涯学習の拠点である学び・交流プラザでは、令和7年7月から交流アリーナの空調設備の共用を開始予定であり、施設機能の向上により、利用者の安全安心、利便性がさらに高まると考えております。

成果目標は、社会問題の課題解決につながる講座の開催数・生涯学習講座が今後の社会活動等の動機付けとなった人の割合・学び・交流プラザ及び市民センター等での生涯学習講座開催件数及び参加者数とし、学び・交流プラザの指標として、しょうなん出前トーク実施件数・学びサポーター登録件数としております。

以上、8つの事業に、児童クラブ事業を含めた合計9の重点事業に、令和7年度は取り組んでまいります。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

教育長

はい。では続きまして人権教育課から説明をお願いいたします。

人権教育課長

はい。では人権教育課が所管する重点事業について説明をいたします。

事業概要の21ページをお願いいたします。

はじめに基本方針として、「市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしくいきいき輝くまち」の実現に向け、地域社会における人権意識と自主的な取組の高まりをめざして、学校・地域・企業の3本柱により、人権教育を推進してまいります。

重点事業として5つの事業を挙げております。

1つ目として、学校人権教育研修事業でございます。これは、学校における人権教育を推進するため、児童・生徒、教職員等の豊かな人権意識の醸成を図るため、校長、園長で構成される学校・園人権教育研修会企画部会、学校教育課と連携しながら各学校での人権講演会や、校内研修等への出前講座、市内の全教職員を対象とした人権教育研修会を夏休みに開催するものです。

なお、担当教職員の事務負担の軽減を図るために、報告書や調査物などの提出書類の簡素化、集約化を進めており、また、会議・研修等のオンライン開催等を進めております。

次に22ページをお願いいたします。

2つ目として地域人権教育推進事業でございます。

地域における人権教育の推進を図るため、市内の10ブロック人権教育推進協議会を中心に、各地域の特性に応じて実施される人権講演会の開催や、市民センターなどへの出前講座など、地域の自主的な学習活動への支援を行います。

次に23ページでございます。

3つ目の人権教育講座運営事業でございます。地域住民の人権意識の向上を図るため、各地域の市民センター等で、山口県人権推進指針に掲げる16の人権課題を基本としたハートフル人権セミナーを開催しております。

受講者には、身近な問題として正しく理解し、人権意識を高めていただけるよう、事前の講師との打ち合わせを大切に、内容の分かりやすさ、講座の手法等工夫しながら取り組んでまいります。

次に24ページをお願いいたします。

人権教育指導者研修事業でございます。これは、人権擁護委員や民生員・児童委員をはじめ、地域における身近なリーダー的役割を担う方を対象とした、人権ステップアップセミナーを開催しております。

令和7年度はお客様視点でのカスハラ問題や、総合支援学校を訪問し、生徒とのふれあい活動や、インクルーシブ教育など、事例や実践から学べる講座を予定しております。

次に、企業職場人権教育推進事業でございます。

現在市内の83の企業で構成される周南市企業職場人権教育連絡協議会を中心に、年3回の研修会、出前講座やDVDの貸し出しなど、社内研修の実施を支援するものでございます。

企業人権においては、国のビジネスと人権行動計画に基づき、企業活動における人権方針の策定や、自社やグループ会社及び取引先なども含めた人権リスクの予防対策、いわゆる人権インテリジェンスを意識した経営に注目が集まっています。

本市でも会員企業から要望もある、企業が配慮すべき人権リスクをテーマとして、ビジネスと人権に取り組んでまいります。

以上で人権教育課からの説明を終わります。

教育長

はい。では続きまして学校教育課からお願いいたします。

学校教育課

はい。それでは学校教育課に関する事業の説明をいたします。

事業概要は25ページから30ページが学校教育課の部分です。

学校教育課では、教育大綱の基本理念の実現に向けて、3つの基本方針のうち、主に「未来につながる学びがあふれる学校をめざして」に沿って、様々な事業に取り組んでいくこととなります。

特に、学校の魅力を高め、「児童、生徒、教職員が通いたいと思える学校を目指して」ということをテーマに、特にいじめ・不登校対策、教育情報化の推進を令和7年度の大きな柱として様々な事業に取り組みたいと考えております。

25ページからたくさんの事業を掲載しておりますが、いじめ・不登校対策、それから教育情報化の推進にかかわるものを4つ説明いたします。

まず、27ページ上段にあります、教職員研修推進事業について、魅力ある授業づくりがいじめ・不登校対策に繋がるということで、教職員の授業力を向上させるために、教育研究センターの運営、それから各種研究団体への補助等を行っていくという事業でございます。

続きまして28ページの下段です。教育支援センター事業ですが、こちらはいじめ・不登校対策、特に不登校対策の要となる教育支援センターの充実・機能強化に取り組んでいく事業です。

支援センターがより利用しやすい施設になるように、様々な取組を進めてまいります。

続きまして29ページでございます。

学校・家庭支援専門家配置事業でございますが、こちらはいじめ・不登校対策の柱となりますスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・活用に関する予算を計上し、事業を進めてまいります。

最後、4つ目として30ページの中段、教育情報化推進事業です。

こちらは令和7年度、令和8年度の2年間にわたって、児童生徒の端末の更新が行われますので、この端末更新を中心にして、児童生徒が日々の授業でより端末を活用した深い学びを実現することが出来るように、こちらの事業にも重点的に取り組んでいきたいと考えております。

学校教育課からは以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。では次に学校給食課からお願いいたします。

学校給食課長

はい。それでは学校給食課所管の重点事業についてご説明いたします。

31ページをお願いいたします。

基本方針は「徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など、児童生徒の心身の健康な発達に資する、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図ります。」とし、教育大綱の「健やかな体の育成」と「望ましい教育環境の充実整備」に沿ったものです。

令和7年度における学校給食課の重点事業は3事業です。

まず、「学校給食管理運営事業」です。

この事業の目的は、徹底した衛生管理のもと、市内6か所の学校給食センターの円滑な運営によ

り、児童生徒に安全安心でおいしい学校給食を提供していくものです。各学校給食センターでは、子どもたちの成長に必要な栄養価、カロリー等を考慮しながら、センターごとに特色のある献立でづくりに努めており、地産地消にも積極的に取り組み、そのほかアレルギー対応食の提供も行っております。

令和7年度は、給食センターを円滑に運営するために必要な予算の確保をしたところでございますが、今後につきましても、必要に応じた予算措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、32ページ、「防災給食提供事業」です。

これは、学校給食センターでの不測の事態に備えて備蓄用非常食を購入するもので、非常食としての使用機会がなかった場合は、3月中旬頃に非常食を活用した給食を提供し、児童生徒の防災意識の涵養を図るものです。

また、大規模災害等に備え、新南陽学校給食センターが保有する移動式煮炊窯を活用し、市内の自主防災組織の防災訓練と連携した炊き出し訓練の実施も計画しております。

3点目の事業は、「学校給食費徴収事務」です。

この事業は、学校給食費に関する事務の取扱いを、教育委員会に一括管理し、適正な徴収事務を効率的に進めており、これにより保護者の利便性向上と教職員の負担軽減を図ってまいります。

口座振替での納付のほか、コンビニ払い、スマホ決済などでお支払いいただいておりますが、4月からスマホ決済において新たにd払い、auPAYにも対応したところでございます。

引き続き、子どもたちに安全安心でおいしい給食の提供ができるようしっかりと取り組んでまいります。

以上で学校給食課の説明を終わります。

教育長

はい、では最後に中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館から説明いたします。

議案書33、34ページをお願いします。

本市の図書館では、地域の「知の拠点」として、読書活動や生涯学習活動の支援を行う、中央・新南陽・福川・熊毛・鹿野の各館と、「知の広場」として賑わいと交流の創出を図る徳山駅前図書館の6館による読書環境の整備・運用や電子図書館などの様々なサービスを組み合わせることで、利用しやすく満足度の高い図書館の実現・市民の文化水準の向上・子どもの読書活動の推進を図ることとしております。

それでは重点事業についてご説明いたします。

まず、「図書館管理運営費」ですが、図書館サービスの向上と読書活動の推進を図るために、市内6館の円滑な運営と誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

併せて、本年3月に策定した「第4次子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校など、社会全体の連携・協働により、こどもの読書活動を推進してまいります。

続いて、「移動図書館運営事業費」ですが、やまびこ号が各地域や小規模校などの41カ所、やまびこ号ジュニアが大津島地区の2カ所を巡回することで、利用者サービスの地域間格差の是正・均等化を図るものです。

なお、昨年10月の定例会にて承認をいただいております「やまびこ号」の更新につきましては、今年度中の稼働を目途に準備を進めているところです。

続いて、「図書館資料購入費」です。こちらは、図書・視聴覚資料・新聞・雑誌などの図書館資料を購入するもので、多様化する利用者のニーズに応えるべく、幅広い資料収集に努めてまいります。

最後に、「電子図書館運営費」は、インターネット上で電子書籍を閲覧・貸出できるサービスの運用に関するもので、図書館に来館することなく利用できるという利便性や、電子書籍の機能の活用により、これまで図書館を利用しづらかった人たちにもサービス提供が可能となること。

また、学校連携事業の一環として、市内全小・中学校の児童・生徒・教員が利用できる体制を整えたことから、子どもたちの読書活動の拡充にもつながると考えております。

本年度も、コンテンツの充実を図ることで、幅広い層へのサービス提供に努めてまいります。

以上の事業を中心に、引き続き「読書が育むひとづくり・まちづくり」を推進してまいります。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございました。

ただいま各課から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いいたします。

岡寺委員

例えば4ページの(2)教育費の構成で、単位のところにパーセントが入っていますが、パーセントは補足のようであってもいいだけなので、(単位：千円)だけで十分理解はできるのではないかと思います。

それと全体的に思ったのが、令和7年度をもっと色や枠で個別感を持たせてもらうともっと見やすくなるのではないかと思います。

また、例えば教育大綱で基本方針を定めて、推進方向も定めているという流れからすると、各課の説明部分でこれがどこの方針や推進方向に当てはまるのかというところが見えにくく感じました。例えば推進方向番号の記載があるといいなと思います。

それと、補足部分の実績についてですが、もっと令和7年度を強調して、今から何をするかが伝わる方がよいと思います。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

私も、どこの課が所管しているというよりも、教育大綱の基本方針・推進方向の流れで体系的に整理していただいた方がよいと思いました。

岡寺委員

20ページの児童クラブのところには基本方針や推進方向の記載がありませんが、方針を入れるべき箇所ではないということなのか、他の意味などがあれば教えていただけますか。

生涯学習課長

児童クラブ事業は福祉事業でございますが、放課後子供教室等と一体的に事業を展開するということで、生涯学習課事業として取り扱っております。

教育大綱の中には児童クラブ事業は含まれておりませんので、そのため基本方針や推進方向が未記載となっております。

松田委員

全体的な構成を変えていただいたということで、4ページの予算状況は大変分かりやすいと思いました。教育委員会がどのくらいの予算でどのくらいの事業を背負っていて、対前年度比もあるの

で大変良いと思います。

そこから組織図があって、各課の事業説明という流れになっているので、課ごとという視点で見れば、事業評価などをするときにもやりやすいのだろーと思います。

ただし、皆さんが言われたように、基本方針や推進方向を軸にした視点も欲しいので、そこを補足するような参考資料があればいいのではないかと思います。

教育大綱との関連で見ると、基本理念の実現に向けた具体的な取組が、各課の取組からは見えにくい。要は、興味・楽しさ・勇気を育む、こどもまんなか教育を推進する、と打ち出しているのも一つ二つ三つでもそこについて具体的に書かれている部分があれば、方向性が分かりやすいと思います。

ご存じのように教育というのは普遍的に続けなければならない部分と、改革していくところがありますが、その普遍的な部分はこの事業概要でよくわかるのですが、新しくやろうとしている事業や狙いについての動きがもっと見えてくるといいなと思います。

それから、大綱を作るときに各課が分析をされて、目標達成に向けた主な取組として具体的な取組を推進方向に沿って出しておられるのですが、この取組が事業概要にどのように繋がってくるのかがあまり見えてきません。

この表の中の補足の部分にそのような記載があるといいのではないかと思います。

今の内容だと、過去の実績はよく分かりますが、今後に向けた取組についての文言がここに記載してあると、第3期教育大綱と事業概要を繋ぐひとつの視点になるのではないかと思います。

データも非常によくまとめておられますが、その視点が少しでも入ると読み進める時に今後の展望が見えてくるのではないかと思います。

それから、5ページ、6ページの予算のところですが、周南市で事業概要として予算を獲得して、ベースを作っていることはよくわかります。しかし、これでは授業づくりをどうするか、不登校のこどもたちが学校に行きやすい学校づくりをどうするかといったところが見えてきません。普段先生方が取り組まれているソフト事業の部分を、この事業概要にどのように組み込んでいくのか、やはりそれがないとさきほどのこどもまんなか教育の大きな柱の部分が見えてこないのではないかと思います。

例えば、27ページの研修事業の部分だと、今は毎年出てくる内容が今年も記載されているだけで、内容をもっと具体化していただきたいと思います。

そこで、例えば授業力向上・授業改善に向けた取組の推進といった内容を盛り込んでいただいて、1年目はこどもまんなか授業づくりのスタートラインといった取組を徹底させ、2年目はこうするなど、そのような内容がここに記載されると教育の中身が見えてくるのではないかと思います。

それからDXの話もありましたが、DXには大変大きな予算がついて、整備にもお金がかかっているのも、市の方も力を入れていただいていることは見えてくるのですが、周南市のGIGA第2期の事業計画を教育委員会で作られて、これから申請をされるものとして前回説明を受けました。その中に5つくらい事業計画があるのですが、端末整備更新計画、ネットワーク整備計画、校務DX計画、ひとり1台端末の利活用にかかる計画、このような計画が詳細に組まれています。

このあたりの項目だけでもDXの中に出てくると、たんなる整備だけではない教育を推進していくこと、そのために5年後に向けてどのようにやっていくかというプランもある程度見えるのではないかと思います。

このような内容が補足の中に出てくると良いのではないかと思います。

最後に、不登校についてです。先般、総合教育会議でも大変話題になりました。

今、学校に行けていない子どもたちがいます。その子たちに対しどうするのか。この事業概要では人員配置に関する予算情報しか出てこないですね。

しかし、その中で何をしていくのか、実はそこがこの事業概要で知りたいところなのですが、不登校対策では、外に出かけて行きますよといった話もありましたが、そのあたりをどのように推進していくのか、また課長のお話だったと思いますが、子どもが来なくなる学校にするんだという思いも事業概要に出てくると、いわゆる予算を伴うというよりは少し広めにとった本来の学校が取り組むべき方向性がそこに示されるのではないかと思います。

今までこの事業概要を見ながらそのあたりの説明が難しいと思っていたのですが、今回すっきりとした構成にさせていただいたので、さらに今のような視点の説明があると、今後の展望が見えてくるのではないかなと思った次第です。

また、児童クラブについて、児童クラブはただ場所を作って預かっているところではなく、その中で子どもたちが育っているのも、学校と家庭を繋ぐすごく大事な場所になるので、せめて周南市の児童クラブでは、このように子どもたちを育てるための支援をしていますといったことが見えてくると良いのではないかと思います。

せっかく改善がなされて見やすい構成にさせていただいたので、夢を語ることができたり、将来の方向性が見える事業概要になると良いなと思いました。

教育長

はい、ありがとうございました。

そのほかよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第9号を承認いたします。

8	桜木小学校(No. 1, 2)トイレ改修工事の計画の策定について
9	徳山小学校(No. 13)トイレ改修工事の計画の策定について
10	夜市小学校(No. 9, 10)トイレ改修工事の計画の策定について
11	福川南小学校(No. 1)外壁改修工事(Ⅱ期工事)の計画の策定について
12	福川中学校(No. 19)トイレ改修工事の計画の策定について

教育長

ここで委員の皆様におはかりします。続く日程第8、議案第9号「桜木小学校(No. 1, 2)トイレ改修工事の計画の策定について」から、日程第12、議案第13号「福川中学校(No. 19)トイレ改修工事の計画の策定について」までの5件につきましては、同一課から同様の案件でありますことから、一括して議題とし、説明を受け審議を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは議案第9号から議案第13号までの5件を一括して審議いたします。

この件につきましては教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第9号から議案第13号についてご説明をいたします。

小・中学校の改修工事につきましては、令和2年3月に策定しました「周南市学校施設等長寿命化計画」に基づき、児童や生徒が学習に集中できる快適な教育環境の整備に、計画的に取り組むこととしております。

この5件の議案の提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、5,000万円を超える工事費を見込んでおりますことから、このたび教育委員会におはかりするものでございます。

議案書19ページ、20ページをお願いします。

議案第9号、桜木小学校(No. 1, 2)トイレ改修工事の計画の策定についてですが、トイレの洋式化に重点を置きながら、必要な改修を行うもので、工期は、令和7年6月から令和8年2月までの9か月を予定しており、予算額は、9,913万8千円でございます。

次に、議案書、21ページ、22ページをお願いします。

議案第10号、徳山小学校(No. 13)トイレ改修工事の計画の策定についても同様に、トイレの洋式化に重点を置きながら、必要な改修を行うもので、工期も同じく令和7年6月から令和8年2月までの9か月を予定しており、予算額は、7,155万5千円でございます。

次に、議案書、23ページ、24ページをお願いします。

議案第11号、夜市小学校(No. 9, 10)トイレ改修工事の計画の策定についても同様に、トイレの洋式化に重点を置きながら、必要な改修を行うもので、工期は、令和7年6月から令和8年2月までの9か月を予定しており、予算額は、6,415万5千円でございます。

次に、議案書の25ページ、26ページをお願いします。

議案第12号、福川南小学校(No. 1)外壁改修工事(Ⅱ期工事)の計画の策定については、これは、校舎の外壁のコンクリート片の落下防止など、外壁を改修するもので、26ページ図面太枠内の教室棟及び管理棟を改修します。工期は、令和7年6月から令和8年2月までの9か月を予定しており、予算額は、1億567万7千円でございます。

最後に、議案書の27ページ、28ページをお願いいたします。

議案第13号、福川中学校(No. 19)トイレ改修工事の計画の策定についても、トイレの洋式化に重点を置きながら、必要な改修を行うもので、工期は、令和7年6月から令和8年2月までの9か月を予定しており、予算額は、7,326万4千円でございます。

その他、議案の対象ではありませんが、5千万円未満のトイレ改修工事として、戸田小学校、周陽小学校、富田西小学校も予定しています。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。

それではこれらの案件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

岡寺委員

保護者の皆さんとの話で、「トイレきれいになって良かったね」という話も出るのですが、どのくらいお金がかかっているのかという話もたまに出るので、それを伝えれば、コスト感覚というか、そんなにお金がかかっているならもっと大事にしようといった気持ちも芽生えるのではないかと

思います。

松田委員

例えば 22 ページの徳山小学校の 13 番というのは、工事の番号ですね。

その中で、工事が完了している番号がわかったりするのでしょうか。

教育政策課長

トイレ改修だと、本年度で改修工事が完了しますので、他の番号は全て改修済ということになります。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

片山委員

26 ページに福川南小学校の外壁工事が記載されていますが、耐震工事はほとんど終わっていると思いますが、それ以外に落下の危険がある箇所が見つかったので補修するという理解でよろしいでしょうか。

教育政策課長

施設の老朽化もありますので、長寿命化計画をたてて計画に沿って対応している状況です。

片山委員

今後も外壁改修が必要な箇所はまだあるのでしょうか。

教育政策課長

学校も毎年経年劣化がありますので、令和 11 年度までの予定であれば小学校 10 校、中学校 5 校程度の改修が必要と見込んでいます。

教育長

はい。今後も計画的に取り組んでまいりたいと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは議案第 9 号から議案第 13 号までを決定いたします。

13	中須自然の家整備工事の計画の策定について
----	----------------------

教育長

続きまして、日程第 13、議案第 14 号「中須自然の家整備工事の計画の策定について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長

はい。中須自然の家整備工事の計画策定について、説明いたします。

議案書の 29 ページ、30 ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 9 号によるものです。

この計画は、大田原自然の家の移転のため、旧中須中学校の改修及び屋外活動場の新設を実施し、

中須自然の家として整備を行うための工事です。

工期につきましては、令和7年6月から令和8年4月までと想定しており、予算額は、3億9,000万円を見込んでおります。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい。それではご質問がございましたらお願いいたします。

吉本委員

はい。工期について、こちらで示されているのは着手の日からとなっておりますが、令和7年の6月からというのは決定しているということでしょうか。

生涯学習課長

まだ決定はしておりませんが、令和7年6月から令和8年4月までというのは、スムーズに進めばそのくらいの期間になるという目安となります。

吉本委員

最近は人手不足や、資材の価格高騰で調達が難しいということがありますので、その点が気になりました。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。

片山委員

屋外活動場というのはどのようなものになるのでしょうか。

生涯学習課長

屋外活動場は現在のところ、壁がなく、屋根だけを設置して、工作や調理ができるような場所を作りたいと考えております。

教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは議案第14号を決定いたします。

14	周南市大田原自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について
----	----------------------------------

教育長

続きまして日程第14、議案第15号「周南市大田原自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長

周南市大田原自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

議案書の31ページから44ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものです。

このたびの規則改正は、令和8年度に予定しております周南市大田原自然の家の移転に伴い、そ

の名称を変更するため、所要の改正を行うものになります。

周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例制定において、移転後の施設の名称を「周南市中須自然の家」と定めたことから、規則の題名、条文中及び別記様式中の名称もあわせて改正いたします。

なお、施行期日につきましては、周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例の施行の日からとしております。

そのほか、経過措置として、この規則の施行の前までに、周南市大田原自然の家条例施行規則の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、その使用料は、なお従前の例によると定めております。

議案書 38 ページに新旧対照表をお示ししておりますので、併せてご覧ください。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。

それではこの件につきましてご質問はございますでしょうか。

岡寺委員

この様式についてですが、まずはデジタル化の可否についてお尋ねします。

こういった施設をお借りすることがあるのですが、申請書だと何度も同じことを書いたりすることも多く、デジタルで申請できれば利便性が高まると感じています。

今後いろいろな設備を作っていけば、利用頻度も増えてくると思うので、手続きを手軽に、簡略化できることはすごくいいことだと思うので、ご検討いただければと思います。

生涯学習課だけでなく市内の管理している施設の貸館について市に基本となるフォーマットがあるのでしょうか。

中央図書館長

施設の予約につきましては、予約システムがございますので、そのシステムに、現在紙での手続きとなっている施設を追加していく必要はあると思います。

また、申請についても電子申請という仕組みを全庁的に導入しておりますので、予約状況の確認には対応しておりませんが、どの施設においても、あまり経費を書けずに申請自体を電子化することは可能となっております。

岡寺委員

ありがとうございます。それと、この中に還付の申請書があるのですが、これはどのような時に使うものなのでしょうか。

生涯学習課長

こちらは使用料の還付申請になりますが、これまで還付の実績はあまりないと聞いておりますが、この度、周南市中須自然の家の使用料を還付する申請書であることを明確にするために、今回の改正に含めております。

松田委員

40 ページの使用許可申請書の中で、利用者を市内と市外で統計を取っておられますが、その中で 25 歳以下という条件は何か根拠となるものがあるのでしょうか。

生涯学習課長

現在、青少年の規定を 25 歳としておりますので、それに対応して設定しております。

松田委員

この中には当然小中学生は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。

生涯学習課長

はい、高校生以上、25歳以下としております。

吉本委員

様式全般について、一般的に広く使っていただくという場合は、みなさんが分かりやすい表現の方が良いと思います。条例の文言との兼ね合いで、実際は変更できない箇所もあるのかもしれませんが、出来る限り工夫していただけると良いと思います。

生涯学習課長

委員のおっしゃったとおり、法令等でどうしても変更できない箇所もございますが、記入例などを使って補足をさせていただくような対応を取らせていただきたいと思います。

教育長

そのほかいかがでしょう。

岡寺委員

この申請書はホームページから様式がダウンロードできるようになっているのでしょうか。あらかじめ作成して申請に行くことができれば、負担も減るのですが。

生涯学習課青少年育成担当係長

大田原自然の家のホームページからダウンロードができるようになっております。

ワードの様式もございますので、あらかじめ打ち込んでいただくことも可能です。

教育長

そのほかいかがでしょう。

(※異議なしの声)

はい。それでは、議案第15号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、そのほか、ご質問はございますでしょうか。

(※異議なしの声)

それではこれをもちまして令和7年第4回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委 員 _____

吉 本 妙 子 委 員 _____